

令和6年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度三重県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定)	(変更増減)	(計)
(1) 給 水 会 社 数	93 社	1 社	94 社
(2) 年 間 総 給 水 量	208,797,082 m ³	△259,617 m ³	208,537,465 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	572,047 m ³	△711 m ³	571,336 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業			
業 務 設 備 及 び 改 良 事 業 事 業 費	332,057 千円	△8,268 千円	323,789 千円
北伊勢工業用水道改良事業 事 業 費	3,017,703 千円	△290,381 千円	2,727,322 千円
中伊勢工業用水道改良事業 事 業 費	96,038 千円	△3,645 千円	92,393 千円
松阪工業用水道改良事業 事 業 費	746,619 千円	△62,214 千円	684,405 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	6,380,181 千円	18,987 千円	6,399,168 千円
第1項 営 業 収 益	5,881,406 千円	18,846 千円	5,900,252 千円
第2項 営 業 外 収 益	362,354 千円	141 千円	362,495 千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	6,712,477 千円	△132,071 千円	6,580,406 千円

第1項 営業費用	6,475,872 千円	△113,738 千円	6,362,134 千円
第2項 営業外費用	234,605 千円	△18,333 千円	216,272 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,320,116 千円」を「3,182,737 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 371,727 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,948,389 千円で補てんするものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 344,144 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,838,593 千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,377,207 千円	△239,494 千円	2,137,713 千円
第1項 企業債	2,000,000 千円	△200,000 千円	1,800,000 千円
第3項 出資金	304,927 千円	△12,366 千円	292,561 千円
第4項 負担金	36,280 千円	△27,128 千円	9,152 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	5,697,323 千円	△376,873 千円	5,320,450 千円
第1項 建設改良費	4,377,344 千円	△376,873 千円	4,000,471 千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

起債の目的	限 度 額	
	(変更前)	(変更後)
(1) 北伊勢工業用水道改良事業	1,385,000 千円	1,400,000 千円
(2) 中伊勢工業用水道改良事業	37,000 千円	30,000 千円
(3) 松阪工業用水道改良事業	578,000 千円	370,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	678,418 千円	29,429 千円	707,847 千円
(他会計からの補助金)			

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「4,550 千円」を「6,058 千円」に改める。